

高齢者・障害者従事者等による虐待防止研修

類型別のポイント

②身体的虐待

いわき市権利擁護アドバイザー
上田晴男

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)

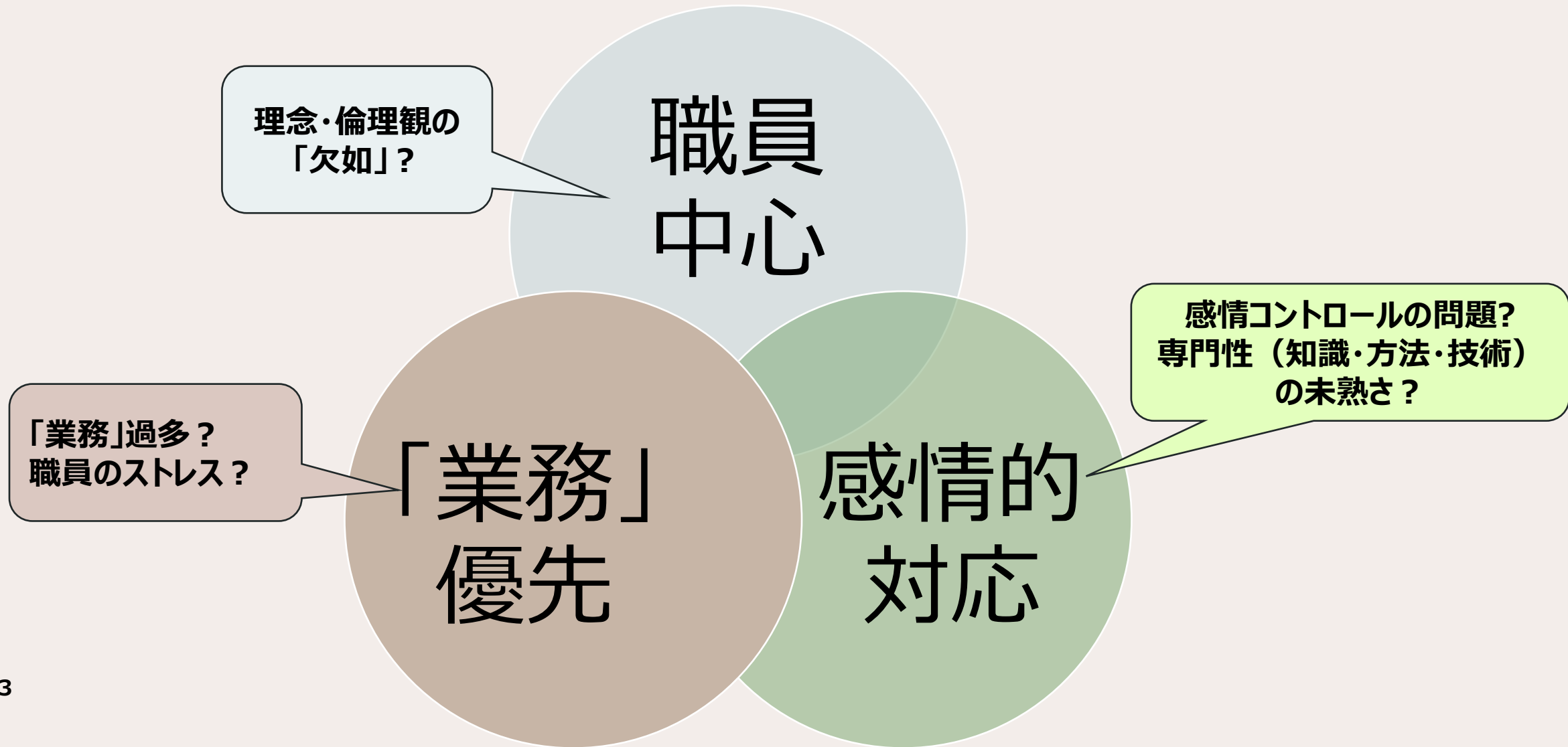
区分	具体的な例
i 身体的虐待	①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為(※1) ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
	②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合で ベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに 口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり 車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など
	③「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等

(※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

区分	
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合で ベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに 口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

従事者による（身体的）虐待の要因



身体的虐待の捉え方

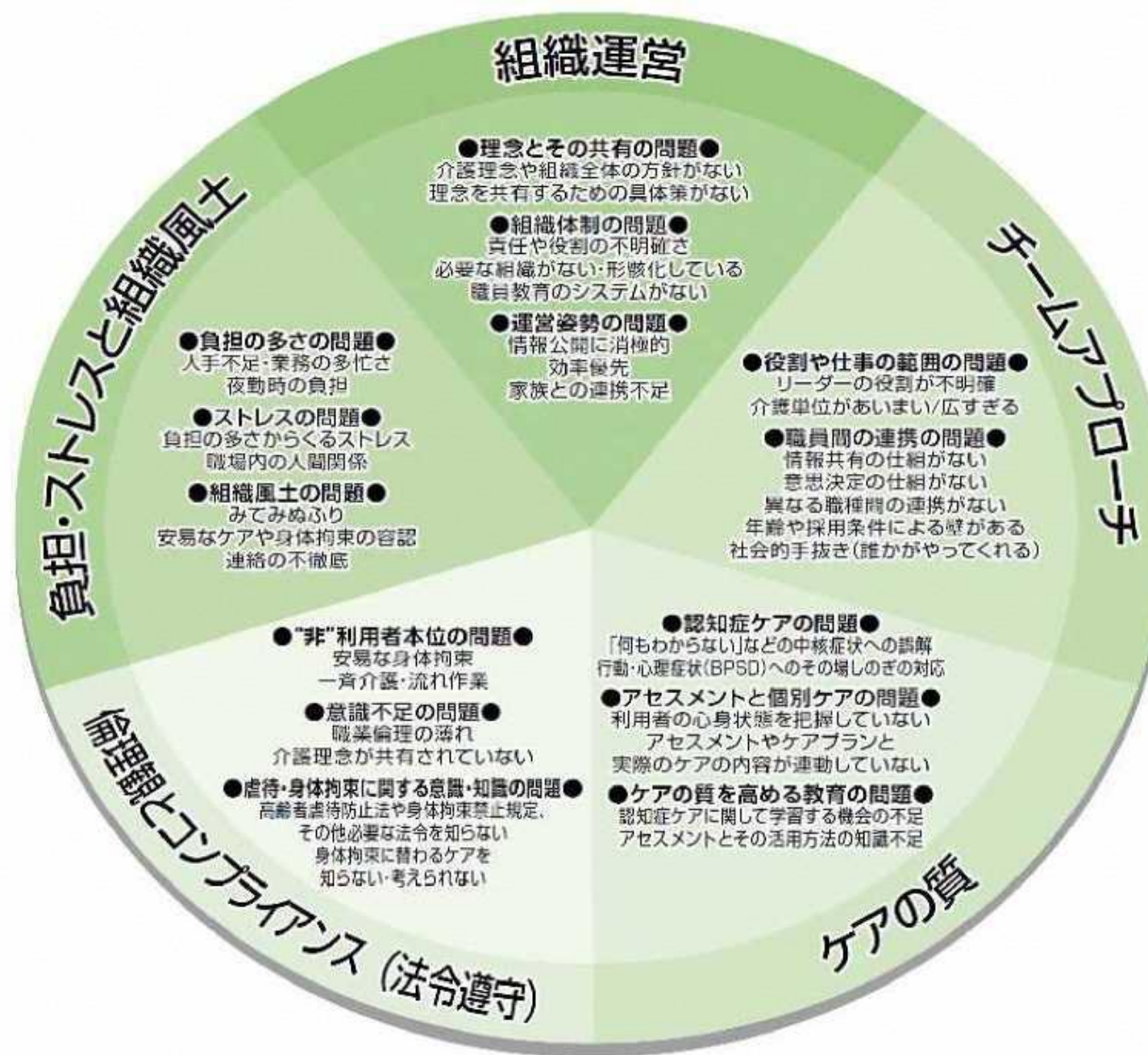
個人的(当該職員の)問題ではない！

⇒組織的(経営・管理の)問題として捉える

当事者(利用者・職員)の状態評価とリスク評価

虐待の深刻度と緊急度を評価する

従事者等による 高齢者虐待の 背景要因



身体拘束の廃止に向けて

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること」*1です。本人以外の者が本人の行動を制限することは、当然してはならないことです。

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、**「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない」***2と定義しており、**身体的拘束等を原則禁止**しています。

養介護施設従事者等や養護者等からの身体的拘束等は、本人の権利を侵害し、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置くことであり、許されるものではありません。

障害者虐待防止法では、**「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為**とされています。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむ得ず身体拘束を行う場合には、**以下の3要件を全て満たす必要があります**、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する担当者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになります。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進を図ることに繋がります。

④ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のよう定められているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

⑤ 身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

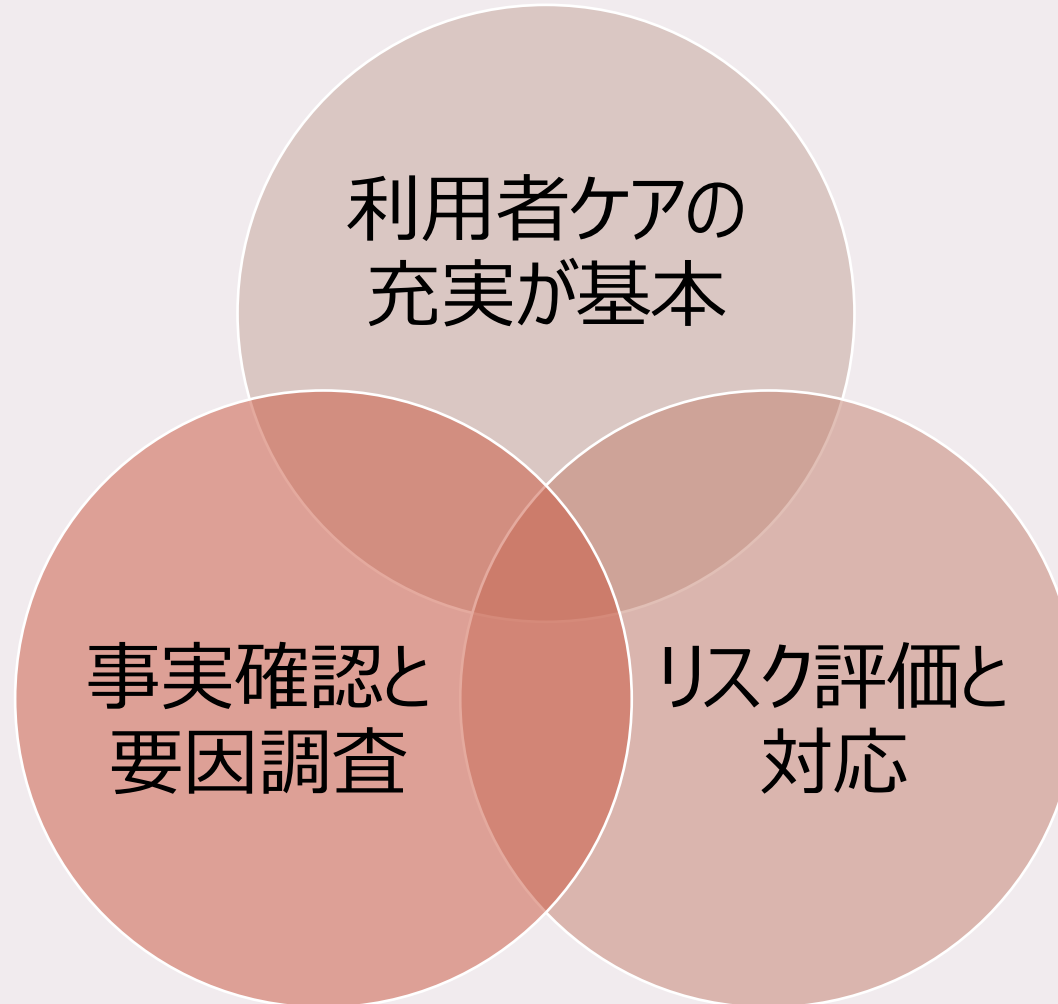
また、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること、
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 従業者に対し研修を定期的実施すること

が追加され、これらを満たしていない場合に、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

7 さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を 5 単位から所定単位数の 10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を 5 単位から所定単位数の 1%に見直しました。

身体的虐待への対応



【エピソード①】ものを投げつけたが本人に当たらなかった。

本人：80代女性 要介護1 中等度の認知症あるが、動作自立。難聴あり。

R3年に夫死去後は長男、長女と3人暮らし。

本人が居間のエアコンを切ったことに腹を立てた長男が本人を怒鳴り、手元にあったテレビのリモコンを投げつけた。リモコンは本人に当たらなかった。

⇒高齢者や障がい者に対し、物を投げつけ本人へ当たらなかった場合は身体的虐待には当たらない？

A.本人に当たらなくても身体的虐待になる可能性があります！

(※1)身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。



【エピソード②】しつけと称して叩く、つねる、殴るなどの暴行

本人：80代 男性 要介護5。重度認知症あり、寝たきり状態。高齢者施設入所中。

ある施設での職員ミーティング中職員のAさんから「認知症が進んでいて何回いってもおむついじりをやめてくれないので、しつけだと思って手を叩いたらやめてくれました。」と報告があった。

⇒おむついじりをする入所者にしつけとして手を叩く行為は虐待？

どうしたらAさんが行った行為を防止できるか？

A. オムツいじりで「困っている」のは誰ですか？「職員の都合」を「しつけ」と称しているだけではないですか？虐待に当たる可能性があります。

なぜ本人はオムツをいじるのでしょうか？その理由・要因を考えましょう。その理由・要因に対処すれば本人の行為は改善されます。

ご清聴
ありがとうございました。

